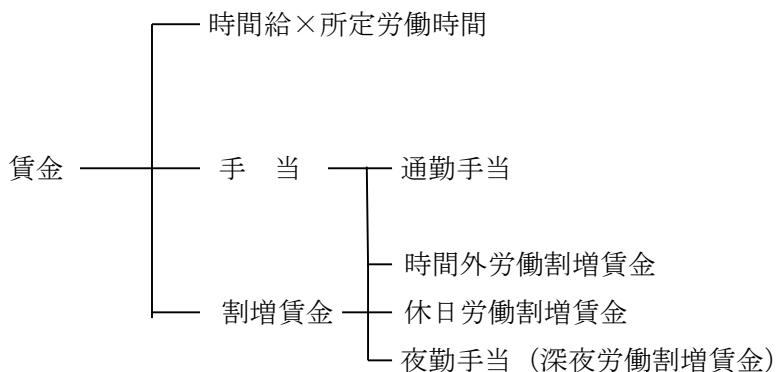


賃金規程（派遣社員）

第1章 総則

(賃金の構成)

第1条 賃金の構成は、次のとおりとする。



第2章 基本給

(基本給)

第2条 賃金に関する事項は「労使協定方式」に基づき決定するものとし、原則として時給制とし賃金の決定は採用時、雇用契約書に定めるものとする。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第3条 通勤手当は、月額 20,000 円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(夜勤手当)

第4条 午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合は次のいずれかの方法をもって夜勤手当を支給する。いすれの方法をもって支給するかは派遣先によって異なる。

(1) 次の計算式によって支給額を決定する。

$$\text{時間給} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

(2) 予め金額を定め、一賃金計算期間中の夜勤回数に応じて支給する。支給する金額には前号の計算式により算出した金額が含まれているものとする。

第4条の2 (年次有給休暇中の賃金)

1. 年次有給休暇により休業した期間は、通常の賃金（または時給での雇用契約者は平均賃金）を支給する。ただし、夜勤専従者については次項以下の定めるところによる。

2. 夜勤専従者が年次有給休暇を取得した場合の賃金は、就業規則第 29 条の 2 第 5 項及び第 6 項の定めるところによる。

3. 夜勤専従者が年次有給休暇を取得した日については、第 4 条に定める夜勤手当は支給しない。

(割増賃金)

第 5 条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の 1か月は毎月 1 日を起算日とする。

① 時間外労働 45 時間以下・・・25%

② 時間外労働 60 時間超・・・50%

(2) 1年間の時間外労働の時間数が 360 時間を超えた部分については、40% とする。この場合の 1年は毎年 1 月 1 日を起算日とする。

(3) 時間外労働に対する割増賃金の計算において、上記 (1) 及び (2) のいずれにも該当する時間外労働の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。

(4) 法定休日に労働した分については 35% とする。法定休日以外の休日労働については (1) に該当する場合の割増率は 25% とし、(1) に該当しない場合割増はないものとする。

(休業手当)

第 6 条 会社は無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、休業手当として、派遣労働者の平均賃金の 100 分の 60 を支払う。

第 4 章 賃金の支払

(賃金の計算期間及び支払日)

第 7 条 賃金は、毎月 末 日に締め切って計算し、翌月 25 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

(賃金の支払と控除)

第 8 条 賃金は、労働者に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、労働者が同意した場合は、労働者本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により賃金を支払う。

3 次に掲げるものは、賃金から控除する。

① 源泉所得税

- ② 住民税
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 労働者代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(賃金の非常時払い)

第9条 労働者又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために労働者から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

- ① やむを得ない事由によって 1 週間以上帰郷する場合
- ② 結婚又は死亡の場合
- ③ 出産、疾病又は災害の場合
- ④ 退職又は解雇により離職した場合

第5章 昇給・降給

第 10 条 降給は原則ない。但し、雇用契約の更新を行う派遣スタッフに対し、勤務評価を毎年 4 月～当月 3 月分の査定を行い、会社がその必要を認めた場合は、雇用契約更新時に昇給を行うこととする。

前項の規定にかかわらず、職務をまつとうせず勤務態度が不熱心と判断した者等に対してはその時点で降給を行うことがある。